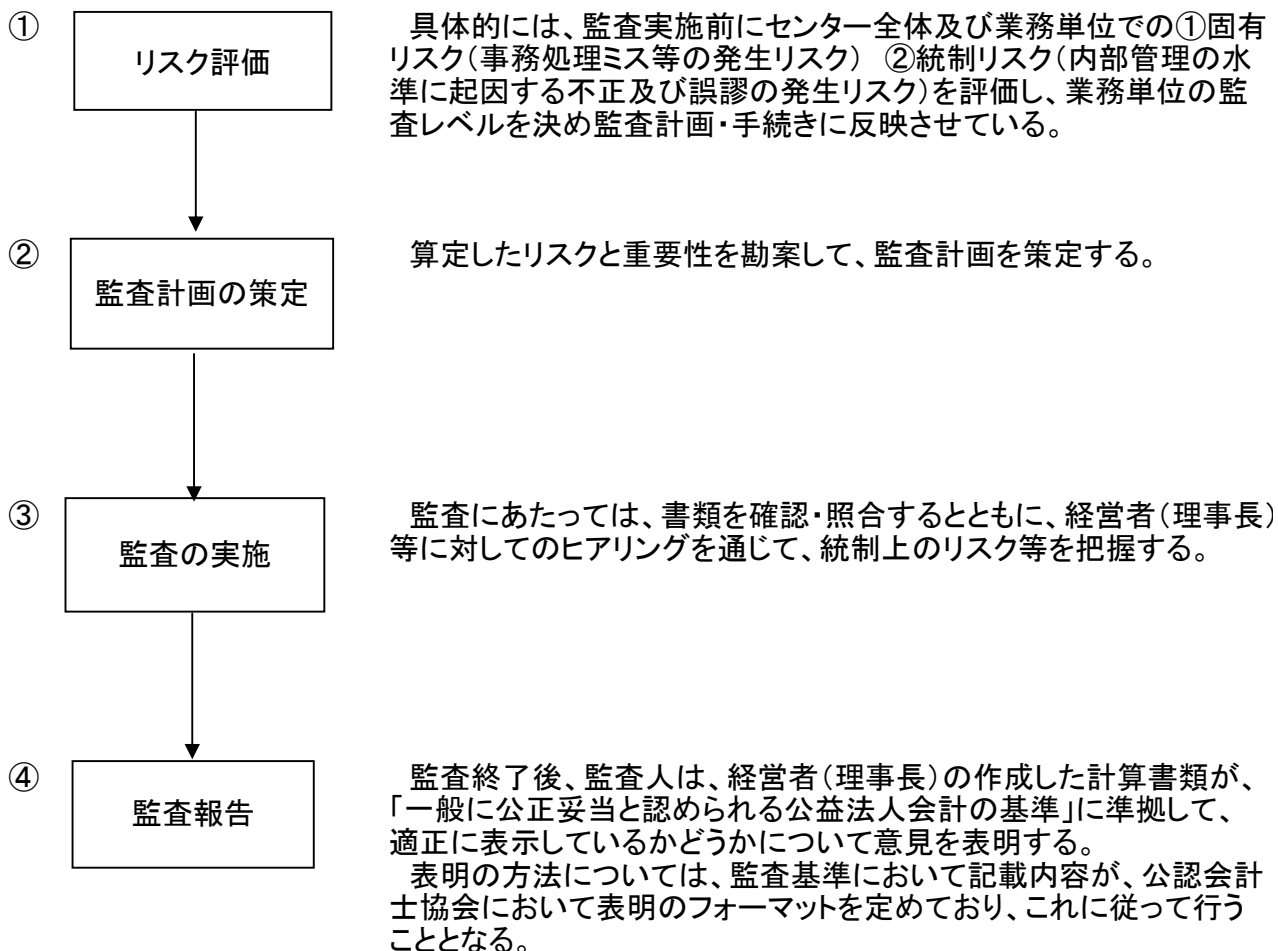


独立監査人の監査報告書について

- (財)自動車リサイクルセンターでは、年度決算について、外部監査法人の監査を受けることとなっている。
- 公益法人に対する監査法人による外部監査は、企業会計審議会で定められた監査基準に準拠して行うこととされており、監査法人では、同基準に基づき、計算書類が、「公益法人会計基準」(公益法人指導監督連絡会議決定)に準拠して適正であるか否かについて監査を実施する(監査法人の作業の流れは別紙のとおり)。
- このたび、財団法人自動車リサイクル促進センターにおいては、平成17年度の計算書類について外部監査法人の会計監査を受けた。
その結果、平成18年6月9日付で監査法人より「独立監査人の監査報告書」を受領し、
 - ①計算書類が「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して」いること、
 - ②「平成17年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」ことの報告を受けた。

以上

年度決算監査における監査法人の作業の流れ



独立監査人の監査報告書

平成18年6月9日

財団法人 自動車リサイクル促進センター

理 事 長 平 岡 正 勝 殿

新日本監査法人

代 表 社 員 公認会計士
業務執行社員

高 良 仁 之



代 表 社 員 公認会計士
業務執行社員

中 村 雅 一



当監査法人は、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
2. 再資源化預託金等特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
3. 資金管理料金特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
4. 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
5. 再資源化等業務（1号及び6－9号）特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
6. 再資源化等業務（2－5号）特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
7. 情報管理特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
8. システム部特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
9. 二輪車リサイクル事業特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
10. フロン事業特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
11. 収支計算書総括表
12. 正味財産増減計算書総括表
13. 貸借対照表総括表

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成17年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上